

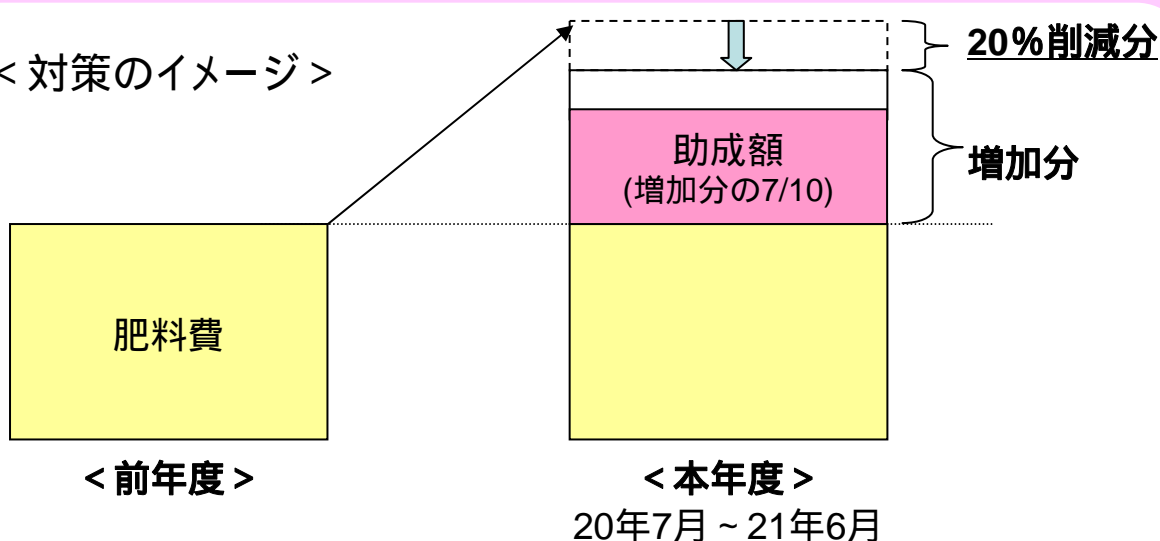
肥料・燃油高騰対応緊急対策事業 (肥料対策)のポイント

対策の内容

化学肥料の施用量を2割以上低減する農業者グループに対して、肥料費の増加分の7割の助成を行います。

なお、肥料の低減については、これまでに取り組んできた実績が含まれます。

< 対策のイメージ >



支援の対象となる肥料

対象となる肥料は、H20年7月～21年6月に購入し、期間中に施肥・作付を開始する作物の肥料(永年性作物は期間中に施用する肥料)です。

支援の対象者

農協の営農部会や出荷団体など、農業者グループで申請を行ってください(代表者、規約が定められていれば任意の組織でも結構です。)

* 3戸以上のグループ化が難しい場合は、にご相談ください。

肥料対策については、H20年産の水稻栽培を行っていた場合、H20年産の生産調整を実施しているか、又はH21年産の生産調整の実施を確約することが必要となります。

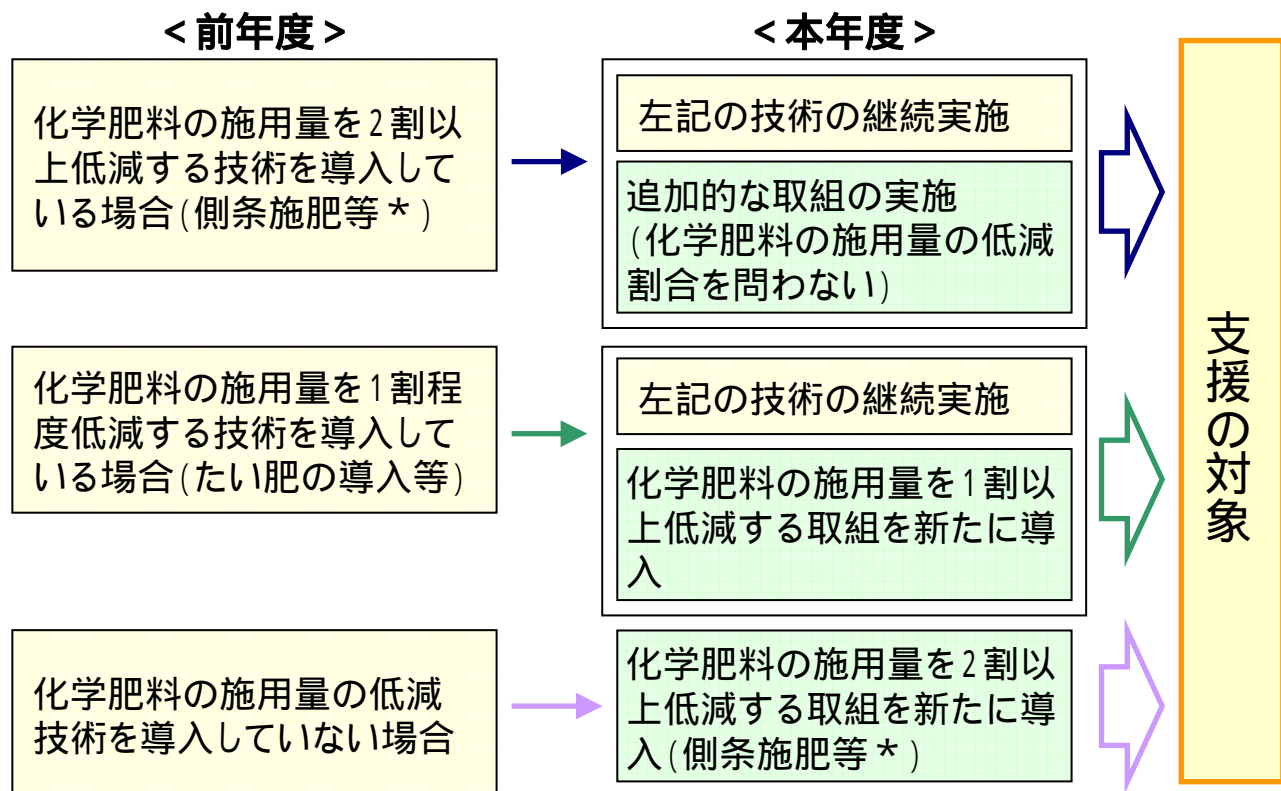
支援の対象となる取組

支援の対象となる「低減の取組」は、化学肥料の施用量を2割以上低減する取組とし、農業者のこれまでの低減努力も含めます。

これまでに2割以上の低減を行ってきた方については、本年度において何らかの追加的取組(低減割合の大小を問わない)を行えば支援の対象となります。

低減の取組の判定は、低減技術の導入状況で判定することを基本とします。

「低減の取組」の判定



* 化学肥料を1割以上低減する技術の2つ以上の導入でも良い。

低減技術の例

化学肥料の施用量を2割以上低減する技術	化学肥料の施用量を1割以上低減する技術	左記以外の技術
<ul style="list-style-type: none"> 側条施肥 育苗箱全量施肥 点滴施肥 うね立て同時施肥 灌注施肥 ポット内・セル内施肥 地域特認技術* 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌診断に基づく施肥設計の見直し 作物の栄養診断に基づく効率的施肥 たい肥の導入・活用 有機質肥料の導入 有機質資材の投入(たい肥、有機質肥料を除く) 低成分肥料の導入 肥効調節型肥料の導入 単肥配合の導入 緑肥作物の導入 地域特認技術* 	<ul style="list-style-type: none"> 肥料施用量の少ない品種の導入 フレコンによる肥料の受入 地域特認技術*

* 農業者グループは、協議会と協議の上、地域の独自技術を「地域特認技術」として追加することが出来ます。

助成水準

助成額の算定式

助成額は次のA又はBの算定式によって計算します。

< Aの算定式 >

$$\text{助成額} = (\text{本年度の肥料費} - \text{前年度の肥料費}) \times 0.7$$

< Bの算定式 >

$$\text{助成額} = (\text{本年度の肥料費} - \text{本年度の肥料費} \div \overset{*}{\text{低減率}} \div \overset{**}{\text{高騰率}}) \times 0.7$$

* 低減率: 本年度に新たに2割低減以上に相当する技術が導入されている場合は0.8、それ以外の場合は0.9です

** 高騰率: 高騰率は、1.4(全国平均)です
県内全域または県内で地域を区分して設定することもできます。

モデルケース(Bの算定式による助成額の算定)

< 本年度の肥料費 >

肥料使用量	4袋 / 10a
肥料価格	2,800円 / 袋
作付面積	1.0ha

ポイント!

Aの算定式による助成額の算定の場合は、前年度の領収書等が必要となりますが、Bの算定式による場合は必要ありません。

< 助成額 >

$$* \text{本年度の肥料費}(112,000\text{円}) = 2,800\text{円} \times 40\text{袋} (4 \times 10)$$

$$\text{助成額} = (112,000\text{円} - (112,000\text{円} \div 0.8 \div 1.4)) \times 0.7 \\ = \underline{8,400\text{円}}$$

(注意)

助成額の算定には、肥料購入に関する領収書等が必要ですので、必ず保管しておいてください。

事業申請手続き等

事業の申請

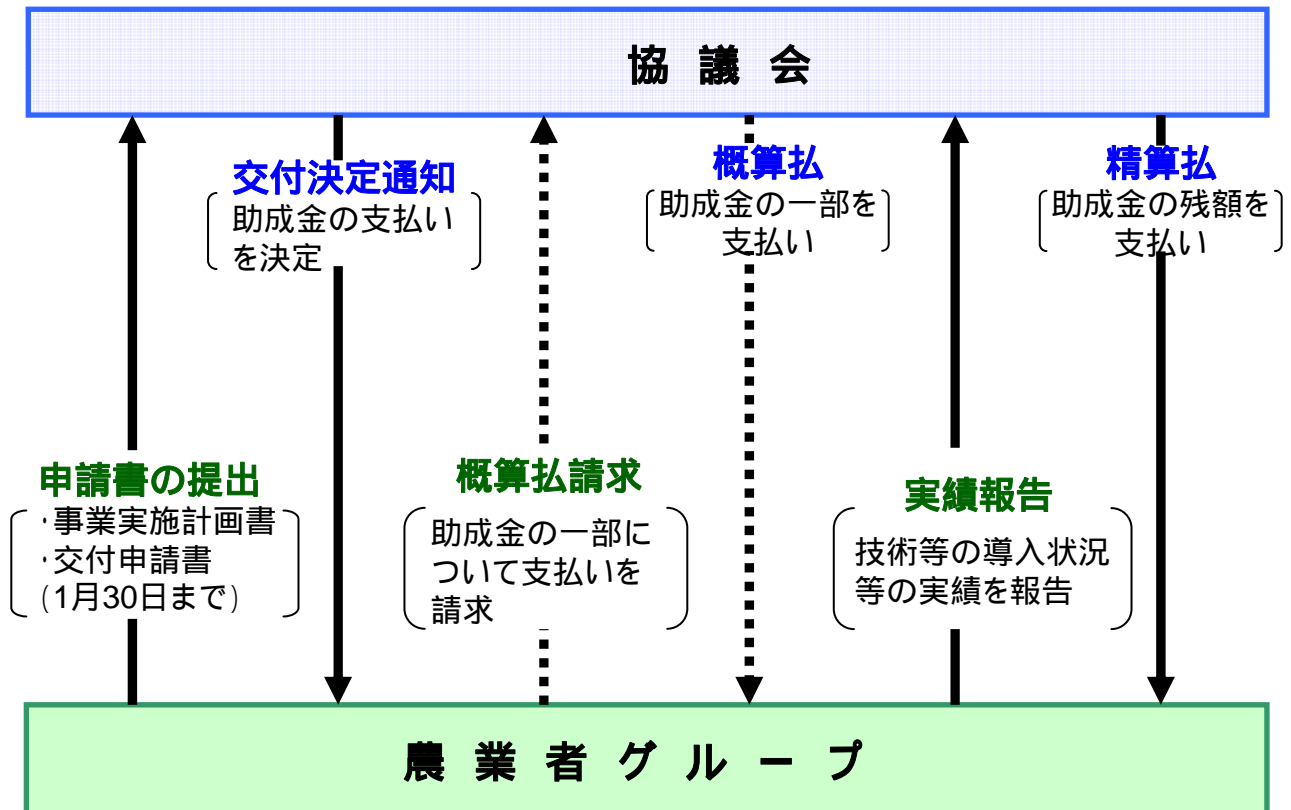
本事業の申請書の提出先は、協議会(現在、設立準備中。
月 日設立予定)です。

申請書の提出期限は平成21年1月30日です。

申請書の記載方法については、別途パンフレットを用意しておりますので、までお問い合わせください。

(本申請書の他、受益農家は自己確認シートと肥料の領収書の写し(種類、数量、金額が分かるもの)を提出するとともに、作物ごとに肥料の施用量を記録し、それを保存する必要があります。)

肥料・燃油高騰対応緊急対策事業の流れ(イメージ)



問い合わせ先

県 協議会

〒 県……

Tel:

Fax: